

3.ごみ処理基本計画の施策一覧について

下記に、現計画と改定計画の変更点を記載します。改定計画では新たに、「取組度」として①従来どおりの場合は「**継続**」②重点に次いで取り組む場合は「**強化**」を記載する。

なお、「重点施策」は一番に取り組むべきと考えるため、この「継続」「強化」の記載は省略する（重点以外の一般施策についてのみ記載します）。

●基本方針1 3R（ごみの減量化）の推進

重点施策：ごみの減量・資源化

現計画		改定計画		取組度
①食品ロス削減に関する取組み		①食品ロス削減に関する取組み		
市民・地域組織	・使用期限、消費期限の近いものの購入	市民・地域組織	・使用期限、消費期限の近いものの購入	—
	・使用期限、消費期限内の利用		・使用期限、消費期限内の利用	—
	・量り売りの利用		・量り売りの利用	—
	・「30・10運動」（仮称）の推進		・ コロナ禍を意識した「30・10運動」の推進	—
			・ フードドライブの活用	—
			・ 期限の近づいた備蓄食品の有効活用	—
			・ 食育を意識した食品ロスの推進	—
事業者	・食品リサイクル法の趣旨に沿った減量、資源化の検討	事業者	・食品リサイクル法の趣旨に沿った減量、資源化の検討	—
	・「量り売り」などの展開促進		・「量り売り」などの展開促進	—
	・「外食時の小盛りメニュー」「持ち帰り運動」の促進		・「外食時の小盛りメニュー」「持ち帰り運動」の促進	—
行政	・メディアを使った広報活動	行政	・メディアを使った広報活動	—
	・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した普及促進		・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した普及促進	—
	・福祉・農林・消費者団体などと連携した食品廃棄物ループの構築		・ 福祉・農林・消費者団体などと連携したマッチング事業の推進	—
			・ 食品ロス削減月間におけるキャンペーン等の実施	—
			・ 学校給食の調理くずと食べ残しの調査・研究	—
②雑がみ類のさらなる資源化に関する取組み		②プラスチック資源循環促進法による資源化の取組		—
市民・地域組織	・雑がみ袋を使った“雑がみリサイクル”の習慣化	市民・地域組織	・分別方法の周知及び習慣化の促進	—
	・“雑がみマイスター”制の導入	事業者	・プラスチックに代わる代替素材への切り替え促進	—
	・再生資源回収事業奨励金制度と連携した紙類資源化に向けた取組み	行政	・市内における資源化の促進	—
事業者	・雑がみ分別の啓発	③紙類のさらなる資源化の取組み		—
行政	・自治会等への“雑がみ啓発”出前講座の開催	事業者	・燃えるごみに含まれる「紙類」の資源化の徹底	—
			行政	・雑がみ禁忌品リサイクル「トイレの紙さま」プロジェクト
			・市内における「紙類」分別の徹底	—
③未利用資源の資源化の検証		④未利用資源の資源化の検証		—
市民・地域組織、事業者、行政	・再生利用が可能な品目の拡大化検討及び資源化に向けた協働での取組み	市民・地域組織、事業者、行政	・再生利用が可能な品目の拡大化検討及び資源化に向けた協働での取組み (落ち葉、幼児向けの紙おむつなどの対象品目の追加)	—
			・『紙おむつ』の資源化の調査・研究	—
			・『布類』の新たな資源化の調査・研究	—

【重点施策】ごみの減量・資源化

①食品ロスに関する取組み

〔市民・地域組織〕

修正 **・コロナ禍を意識した30・10運動の推進（P.27）**

市民が市内（場合によっては伊勢広域環境組合管内）で飲食時（外食・冠婚葬祭など）や地域での会食時に、会食の開始30分と終了10分前には自席について食事に専念し、食べ残しを減らす運動の啓発を行います。
また、コロナ禍においては少人数での会食や感染症対策を実施した店舗を選び、会食時以外はマスクを着用するなど、コロナ感染症対策を考慮した「30・10運動」を実施します。

NEW!! **・フードドライブの活用（P. 27）**

令和3年9月から伊勢市社会福祉協議会（社協）が実施している「ファミマフードドライブ」を活用して、家庭で余った食品を提供することで食品ロスの削減に繋がります。

NEW!! **・期限の近づいた備蓄食品の有効活用（P. 28）**

災害時の備えとして、「非常食」を大量に保管するのではなく、日常から使用し、かつ、災害時にも使用できる「日常食品」を多めに購入して災害に備えるとともに、前述の「ローリングストック」を行いバランスよく備える事が大事です。
このような備蓄食品は賞味期限が過ぎてしまってから買い替え後に廃棄するのではなく、賞味期限をこまめに確認し、日常での消費はもちろんですが、「乾パン」「レトルトかゆ」などの「非常食」については、キャンプやアウトドアの使用で食品ロスにしないなどの啓発を行います。

NEW!! **・食育を意識した食品ロスの推進（P. 28）**

食育は生きる上での基本であり、健康で豊かな人間性を育むためには、食に関する知識や食を選択する力を習得し、健康な食生活を実践することが必要です。伊勢市では、第三次食育推進計画を策定し推進しています。この食育教育の中へ、“食べ物に感謝する” “もったいない”などの気持ちを通じて、食品ロス削減の意識醸成を行います。

〔事業者〕

修正 **・福祉・農林・消費者団体などと連携したマッチング事業の推進（P.29）**

「食品ロス」削減の対策として、賞味・消費期限が近いものをフードバンク・子ども食堂などへの提供する「フードドライブ・フードバンク事業などの物資支援があげられます。また、この他にも賞味期限が近いものを安く提供することで食品ロス削減を図るマッチングアプリ等の活用は近年注目されています。三重県においても、食品提供システム「みえーる」「タベスケ」などの普及を図っていることから、福祉団体・農林部局・消費団体などと共同で取り組みを行います。

NEW!! **・食品ロス削減月間におけるキャンペーン等の実施（P.30）**

農林水産省は、消費者庁、環境省が普及・啓発に取り組んでいる10月の「食品ロス削減月間」に幅広い世代の市民が参加できるキャンペーンやイベントを実施し、食品ロス削減に向けた機運の向上を図り、食品ロスについての理解と関心を深めていきます。

NEW!! **・学校給食の調理くずと食べ残しの調査・研究（P.30）**

市内の小中学校から排出される給食残渣（調理くず、食べ残し）をたい肥化や家畜等の飼料として資源化する事業（エコフィード）の事例調査・研究を進めます。エコフィードとは、食品残さ等を利用して製造された飼料のことで、エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要な取組です。

NEW!! ②プラスチック資源循環促進法による資源化の取組

〔市民・地域組織〕

NEW!! ・分別方法の周知及び習慣化の促進 (P.31)

従来は燃えるごみとして家庭から排出されていたプラ製品について、正しい分別方法の習得や再資源化に協力します。また、新しい分別収集の定着に向けて、事業者・行政と一緒に取り組みを行います。

〔事業者〕

NEW!! ・プラスチックに代わる代替素材への切り替え促進 (P.31)

「プラスチック資源循環戦略」に基づき、簡易包装の実施、代替素材の使用等プラスチックごみを発生させない販売・製造方法を展開していきます。

〔行政〕

NEW!! ・市内における資源化の促進 (P.31)

市内においても、家庭から持ち込まれた弁当ガラ・お菓子などの容器包装については、資源物として排出されず、依然として燃えるごみに出されています。今後は、市を上げて新たなプラ製品を加えたプラスチック類の資源化に取り組むことから、自分たちの足元をしっかりと固める意味を込めて、資源化の徹底を図っていきます。

③紙類のさらなる資源化の取組み

〔事業者〕

NEW!! ・燃えるごみに含まれる「紙類」の資源化の徹底 (P.32)

事業所で分別される資源類のうち、紙類についての・分別・資源化を徹底します。

NEW!! ・雑がみ禁忌品リサイクル「トイレの紙さま」プロジェクトの普及促進 (P.32)

令和2年度から「紙類を燃えるごみにしない」をコンセプトに、伊勢市環境会議、リサイクル企業などと協働で「今までごみとして処分していた紙類」を“資源物”として生まれ変わらせています。自分達で集めた物が実際にリサイクルされた商品に生まれ変わることを“体験”してもらうことで、ごみの減量・資源化への意識を高めることをねらいとしています。
なお、資源として交換したトイレトーパーは市内の小中学校、幼稚園・保育園などへ寄贈されます。事業所などから出るごみが資源となり、ごみの減量・リサイクルにつながります。

〔行政〕

NEW!! ・市内における「紙類」分別の徹底 (P.32)

市内においては、従来の「雑がみ」の分別収集と、「今まで燃えるごみとして処分していた雑がみ類」＝「禁忌品」についても資源化の取り組みを開始しましたが、燃えるごみの中にはまだまだ排出されています。今後は、より一層の分別・資源化の徹底を図ります。

④未利用資源の資源化の検証

〔市民・地域組織 事業者 行政〕

修正 ・再生利用が可能な品目の拡大化検討及び資源化に向けた協働での取組み (P.33)
(落ち葉、幼児向けの紙おむつなどの対象品目の追加)

引き続き「草・落ち葉・せん定枝」のチップ化・堆肥化等資源化する取組みを民間処理業者と協働で調査・研究します。

〔行政〕

NEW!! ・『紙おむつ』の資源化の調査・研究 (P.33)

現状「紙おむつ」は、燃えるごみとして焼却処理していますが、水分を多く含むため、処理には焼却処理施設に大きな負担がかかります。また、今後高齢化によって排出量も増加することが予測されるため、「紙おむつ」の資源としての有効性を調査・研究します。

NEW!! ・『布類』の新たな資源化の調査・研究 (P.33)

布類は資源価値が高く、買い取りされてリサイクルされるため、市の分別収集の対象としており、中古衣料として再使用しています。しかし、現状では汚れや破れた衣類・布類は「燃えるごみ」として排出を促しています。今後は、そのようなものも資源化できるようにするため、故繊維産業等と連携し、ウエス（工業用油ふき雑巾）や反毛（※1）への資源化も調査・研究していきます。

※1反毛…毛織物や毛糸のくずをほぐして繊維にすることで、いわば糸を製造するのとは逆の操作を行ってワタに再生し、次の製品にリサイクルします。

3.ごみ処理基本計画の施策一覧について

●基本方針1 3R（ごみの減量化）の推進

【基本施策】ごみの減量・資源化

現計画		改定計画		取組度
1) 発生抑制（リデュース）の推進				
市民・地域組織	・生ごみを出さない調理の実施	市民・地域組織	・生ごみを出さない調理の実施	強化
	・生ごみの水切り及び乾燥		・生ごみを出さない調理の実施	強化
	・生ごみ処理機を利用した堆肥化・減量化		・生ごみを出さない調理の実施	強化
	・過剰購入の抑制		・生ごみ処理機を利用した堆肥化・減量化	強化
	・詰め替え商品の利用		・ 手動式生ごみ自家処理機の普及促進	強化
	・過剰包装の辞退		・ 雑がみ袋を使った“雑がみリサイクル”の習慣化	継続
	・使い捨て商品の利用抑制（レジ袋の削減とマイバッグの利用）		・ “雑がみマイスター”制の導入	継続
	・故障品の修理と利用		・過剰購入の抑制	継続
	・資源物集団回収の促進		・詰め替え商品の利用	継続
			・過剰包装の辞退	継続
事業者	・使用、消費期限内での使用、消費が図られる工夫	事業者	・使用、消費期限内での使用、消費が図られる工夫	継続
	・詰め替え商品の開発		・詰め替え商品の開発	継続
	・過剰包装の抑制		・過剰包装の抑制	継続
	・使い捨て商品利用抑制の支援（マイバッグ利用の支援）		・使い捨て商品利用抑制の支援（マイバッグ利用の支援）	継続
	・イベント時のリユース容器使用		・イベント時のリユース容器使用	継続
行政	・家庭系ごみ処理の有料化も含めた発生抑制の検討	行政	・家庭系ごみ処理の有料化も含めた発生抑制の検討	継続
			・ 生ごみ処理機を利用した堆肥化・減量化	強化
			・ 生ごみ等のバイオマス利用の検討	強化
		・自治会等への“雑がみ啓発”出前講座の開催	継続	

2) 再使用（リユース）の推進				
市民・地域組織	・目的外使用の促進	市民・地域組織	・目的外使用の促進	継続
市民・地域組織、事業者、行政	・リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー、オークションの利用	市民・地域組織、事業者、行政	・リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー、オークションの利用	継続
行政	・ぐりんくん制度の拡充	行政	・ぐりんくん制度の拡充	継続

3) 再生利用（リサイクル）の推進				
市民・地域組織	・資源物の分別、排出の徹底	市民・地域組織	・資源物の分別、排出の徹底	継続
	・再生利用品の購入、使用		・再生利用品の購入、使用	継続
事業者	・自らの資源化の徹底	事業者	・自らの資源化の徹底	継続
	生ごみ処理機を利用した堆肥化・減量化			
行政	生ごみ等のバイオマス利用の検討			

【基本施策】ごみの減量・資源化

1) 発生抑制（リデュース）の推進

【市民・地域組織】

NEW!!

・手動式生ごみ自家処理機の普及促進（P.34）

近年注目される堆肥が増えない微生物による消滅型の”手動式生ごみ自家処理機”について、市民モニターの募集や、市内のシルバー人材センター、福祉施設などで製造を依頼し、安価で市民に提供できる体制を構築し、普及を図ります。

移動 **・雑がみ袋を使った“雑がみリサイクル”の習慣化（P.34）**

➡重点施策から移動

移動 **・“雑がみマイスター”制の導入（P.35）**

➡重点施策から移動

移動 **・生ごみ処理機を利用した生ごみの堆肥化、減量化の支援（P.38）**

→再生利用（リサイクル）から移動

移動 **・生ごみ等のバイオマス利用の検討（P.38）**

→再生利用（リサイクル）から移動

移動 **・自治会等への“雑がみ啓発”出前講座の開催（P.38）**

➡重点施策から移動

●基本方針2 安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進

現計画		改定計画		取組度
1) 分別協力度の向上				
市民・地域組織	・指定された分別に合わせた排出	市民・地域組織	・指定された分別に合わせた排出	継続
	・行政が実施する組成調査への協力		・行政が実施する組成調査への協力	継続
	・分別の徹底		・分別の徹底	継続
事業者	・指定された分別ができていないごみの排出者に対する指導強化	事業者	・指定された分別ができていないごみの排出者に対する指導強化	強化
行政	・事業系ごみの搬入検査の実施	行政	・事業系ごみの搬入検査の実施	強化
	・組成調査の実施		・組成調査の実施	継続
			・IT技術を活用した分別アプリの開発	継続
			・分別方法の周知及び習慣化の促進	強化
2) 収集方法等の効率化				
事業者	・事業系ごみの自己搬入または収集・運搬許可業者の利用	事業者	・事業系ごみの自己搬入または収集・運搬許可業者の利用	継続
	・家庭系ごみ収集での民間委託の拡大による収集経費の削減		・家庭系ごみ収集での民間委託の拡大による収集経費の削減	継続
			・IT技術を活用した収集の検討	継続
3) 適正処理の推進				
行政	・適正な運転の推進	行政	・適正な運転の推進	継続
	・設備に対する適切な補修、交換		・設備に対する適切な補修、交換	継続
	・次期更新に向けた準		・新しいごみ処理施設の建設	強化
	・伊勢、小俣廃棄物投棄場を含めた適切な最終処分体制の検討		・焼却熱を利用した取り組み	強化
			・伊勢、小俣廃棄物投棄場を含めた適切な最終処分体制の検討	継続

●基本方針3 市民・地域組織、事業者、行政による協働の推進

現計画		改定計画		取組度
1) ごみに関する教育、学習、啓発の充実				
市民・地域組織	・環境学習の場への参加	市民・地域組織	・環境学習の場への参加	強化
	・家庭、地域での環境教育の実施		・家庭、地域での環境教育の実施	強化
			・ごみ減量・リサイクルに関する地域リーダーの育成	強化
事業者	・職場における環境教育の実施	事業者	・職場における環境教育の実施	継続
	・事業活動等を題材にした学習機会の提供		・事業活動等を題材にした学習機会の提供	継続
	・環境技術等の情報提供・発信		・環境技術等の情報提供・発信	継続
		・拡大生産者責任制度（EPR）の確立	継続	
行政	・学校での環境教育の実施	行政	・学校での環境教育の実施	強化
	・地域での住民説明会、ごみカレンダー、広報、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた各施策の推進・啓発		・地域での住民説明会、ごみカレンダー、広報、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた各施策の推進・啓発	強化
	・園児を対象とした参加型環境教育の実施		・園児を対象とした参加型環境教育の実施	強化
	・ごみ分別PRキャラクターを用いた啓発活動の実施		・ごみ分別PRキャラクターを用いた啓発活動の実施	強化
			・雑がみチャレンジ、ごみゼロチャレンジの普及促進	強化
			・スポGOMIに関する周知啓発	継続
2) 協働による計画の推進				
市民・地域組織、事業者、行政	・市民・地域組織、事業者、行政などの連携と各主体の役割の実行	行政	・横のつながりを意識した連携	強化
	・互いが補完しあう体制の構築			
行政	・横のつながりを意識した連携			

●基本方針2 安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進

1) 分別協力度の向上

[行政]

NEW!! ・IT技術を活用した分別アプリの開発 (P.42)

IT技術を活用し、人々の生活を良い方向へ変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。具体的には、AIを活用した「ごみ分別」をチャット等で教えてくれるアプリの開発・導入を検討します。

NEW!! ・分別方法の周知及び習慣化の促進 (P.42)

新たにプラ資源循環法が施行され、本市においても今まで燃やされていたプラ製品について、分別収集・再資源化の検討を行っています。プラ製品の分別収集を開始する場合、広く市民に分かりやすい周知と、収集量増加と分別収集の定着に向けた収集体制を確立します。

2) 収集方法等の効率化

[行政]

NEW!! ・IT技術を活用した収集の検討 (P.43)

IT技術を活用し、人々の生活を良い方向へ変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。清掃車両とAIを活用したIT化により、より効率的な収集ルートの開発や高齢者等の見守り等関連部署との情報共有を図っていきます。

3) 適正処理の推進

NEW!! ・新しいごみ処理施設の建設 (P.44)

平成29年から、焼却施設の更新に向けて検討委員会が設立され、次期施設の概要、焼却方法などの諸調査・検討が開始されました。現在、令和9年10月の供用開始に向け、「ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、次期処理施設の建設を進めています。

NEW!! ・焼却熱を利用した取り組み (P.44)

平成29年から、焼却施設の更新に向けて検討委員会が設立され、次期施設の概要、焼却方法などの諸調査・検討が開始されました。現在、令和9年10月の供用開始に向け、「ごみ処理施設整備基本構想」を策定し、次期処理施設の建設を進めています。

●基本方針3 市民・地域組織、事業者、行政による協働の推進

1) ごみに関する教育、学習、啓発の充実

[市民・地域組織]

NEW!! ・ごみ減量・リサイクルに関する地域リーダーの育成 (P.45)

市と市民をつなぐパイプとして、また、ごみ減量、リサイクルの普及・啓発、ごみの分別・出し方の指導などを行うとともに、今後は廃棄物に関する”市民リーダー”を担い、自治会や団体などにおいて正しい分別方法の助言・指導を行うことができる、”ごみ減量推進リーダー（仮称）”の人事育成に協力します。

[事業者]

NEW!! ・拡大生産者責任制度 (EPR) の確立 (P.46)

事業者は、「つくる責任、つかう責任」を果たすため、「処理困難物の自主回収制度の整備」や「環境にやさしくリサイクル可能な製品づくり」や「簡易包装の推進等、ごみの発生抑制・リサイクルの拡大に向けた取組」等の必要な対策を実施します。

[行政]

NEW!! ・雑がみチャレンジ、ごみゼロチャレンジの普及促進 (P.47)

令和3年度にスタートした小学4年生向け「雑がみチャレンジ！」や、令和4年度から実施する「ごみゼロチャレンジ！」などの施策を通じて、小さい頃からごみの分別や資源化に興味を持つだけでなく、こどもを通じて家庭での習慣化を図ります。

NEW!! ・スポGOMIに関する周知啓発 (P.47)

子供からお年寄りまで参加できる「スポGOMI」は、ごみ拾いを通じてスポーツとして楽しみながら、環境問題に関心を持つきっかけとなることを目的としています。本市においても、イベントなどを通じて多くの人と協同して取り組むことで、今までごみ問題に興味の無かった人にも関心を持ってもらうきっかけとなるよう、普及促進に努めます。

移動 ・生ごみ処理機を利用した生ごみの堆肥化、減量化の支援 (P.38)

→再生利用（リサイクル）から移動

移動 ・生ごみ等のバイオマス利用の検討 (P.38)

→再生利用（リサイクル）から移動